

長野市監査委員告示第10号

地方自治法第 199条第12項及び第 252条の38第 6 項の規定に基づき、長野市長、長野市教育委員会及び長野市選挙管理委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成30年 9 月12日

長野市監査委員	鈴木 栄 一
同	小澤 輝 彦
同	三井 経 光
同	池田 清

措置の通知書

平成 28 年度 定期監査 (28 監査第 241 号) 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(意見)</p> <p><b>(4) 適正な事務の執行について</b></p> <p>定期監査では、一部に例年同様の指摘が繰り返されており、また、市税、介護保険料等においては、賦課誤りなどのミスが発生している状況が見られた。これまで個々のミスを全庁的な問題として捉えていなかったこと、職員の認識が希薄で、自発的改善や所属内でのチェック体制が十分に機能していなかったことが一因である。</p> <p>本市においても、それらの重要性を職員一人一人が再認識するとともに、実効性が発揮されるよう内部統制の充実に努められたい。</p> <p>行政が担う事務は複雑・多様化し、更に事務処理に一層の正確さと迅速さが求められる中で、職員数の減少による負荷が増大するなど、業務におけるリスクの拡大が懸念されている。そのリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を担保する体制の整備を早急に進める必要がある。そのため、事務等の執行が法令に基づき適正に行われることを確保するためのチェック体制の強化とともに、不正や業務上のミスなどを未然に防止し、起こってしまった場合でも迅速かつ適切に対処できる体制の構築に全庁挙げて取り組まれたい。</p> <p>なお、内部統制の強化等については、地方自治法の改正が予定されている。</p>	<p>適正な事務の執行については、事務担当者会議において、注意喚起を図るほか、各所属においては事務処理ミス等防止対策の話し合いを職場研修として実施することとしている。</p> <p>また、リスク管理意識を維持するため、職場研修推進委員への研修においても継続的に説明を行う予定である。</p> <p>平成 29 年 7 月には、副市長をトップとした事務処理適正化対策委員会を発足させ、事案に対する具体的な対策を講じている。</p> <p>なお、地方自治法の改正による内部統制については、検討していく。</p> <p>(庶務課、職員課、職員研修所、行政管理課)</p>